|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | みなし措置について |
| 認知症対応型サービス事業管理者研修 | 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者については、次の①、②のいずれかに該当している者は、既に必要な研修を修了した者とみなされます。  ① 平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修（実践者研修）又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事していた者  ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、①の他、認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成１７年度実施分）を修了した者 |